報 道 発 表 資 料
平成２７年１１月２４日
横 浜 地 方 気 象 台

神奈川県の大雨警報・注意報における二宮町の暫定基準廃止について

平成 27 年５月 30 日に発生した小笠原諸島西方沖の地震により、二宮町では震度５強を観測しました。この地域では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する神奈川県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況等を踏まえて適切な見直しを行うこととしています。

今般、神奈川県土砂災害警戒情報の暫定基準を平成 27 年 12 月１日 14 時をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしましたのでお知らせします。

記

１．暫定基準廃止日時
　平成 27 年 12 月１日 14 時

２．暫定基準を廃止して通常基準とする市町村
　二宮町

これにより、神奈川県内の市町村は全て通常基準となります（別紙参照）。

《本件に関する問い合わせ先》
横浜地方気象台　防災管理官
土砂災害気象官　大石
電話：045-621-1999

別　紙

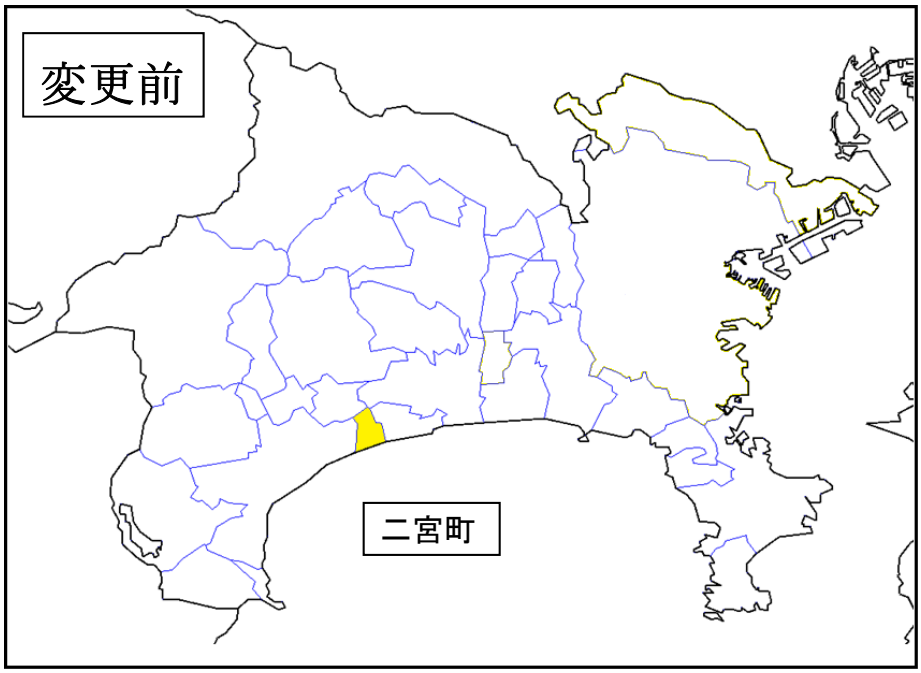

通常基準の８割　　通常基準

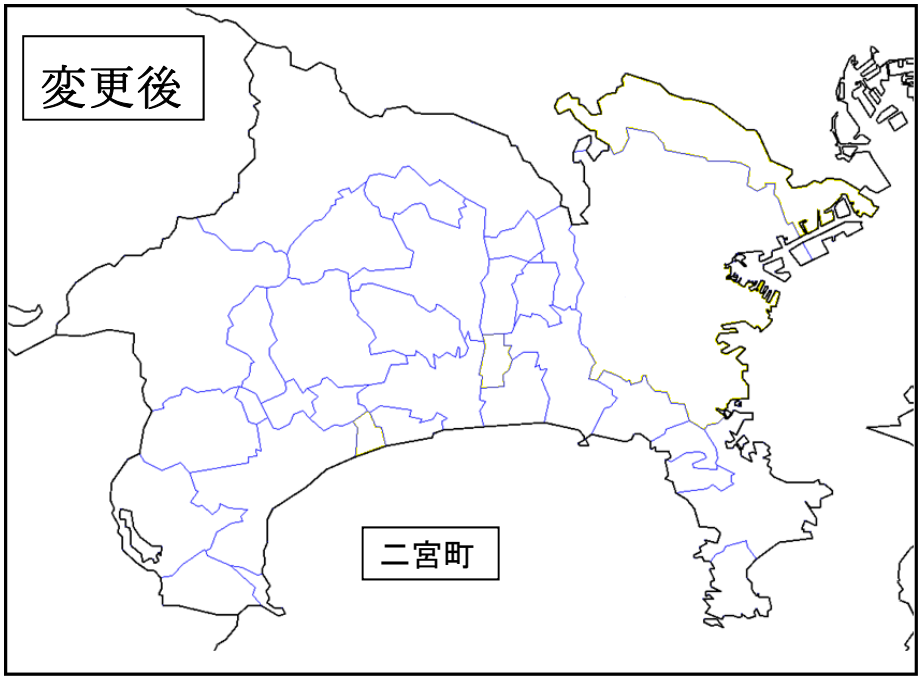

通常基準

大雨警報・注意報発表基準（上段：変更前、　下段：変更後）